

おくやみコーナーにおける手続案内・申請書作成支援システム導入事業
 プロポーザルの企画提案書等に関する質問及び回答

No.	質問	回答
1	<p>「別紙1 機能要件一覧」の「遺族向け機能」に「10 設問についての回答をタッチ操作で簡単に行えること。」とありますが、遺族が自宅等で自身のスマートフォン等の端末を利用して操作することを想定していますか。或いは、窓口で遺族がシステム操作を行う必要が出た場合に、武蔵村山市が所有する端末でタッチ操作することを想定していますか。また、武蔵村山市が所有する端末での操作を想定している場合、その端末の調達は本事業に含まれますか。</p>	<p>どちらも想定しています。また、窓口で遺族がタッチ操作するための端末の調達も本事業に含まれます。</p>
2	<p>「別紙1 機能要件一覧」の「職員向け機能」に「6 申請フォーム入力画面を職員が自由にメンテナンスできること。」とありますが、こちらは申請フォームに用意された項目の編集・追加・削除等を、システムの導入後、職員の皆様が自由に行える状態を想定していますか。</p>	<p>御推察のとおりです。</p>
3	<p>仕様書P2「6 導入するシステムの要件等」に「(5) システムの運用上、データセンターとの通信が必要な場合、システムのデータセンターは本業務の受託者自身が所有し、」とありますが、AWSやGoogle Cloud Platform等のクラウドサービスを経由せず、データセンターと直接通信を行う場合という認識でよろしいでしょうか。また、クラウドサービスを経由してデータセンターと通信を行う場合は、稼働する仮想サーバは受託者自身が所有し、その仮想サーバが設置されているデータセンター自体は必ずしも受託者が所有している必要はないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>御認識のとおりです。</p>
4	<p>仕様書P2「8 導入機器の要件」の「ア 運用管理用端末」に、「下記仕様規格の既存端末で代用できない場合のみ用意する」とありますが、既存端末で対応できる場合は、別途端末の用意は</p>	<p>御認識の通りです。また、既存端末で対応できる場合において、既存端末の保守等費用は見積額に含めません。 なお、既存端末での代用が難しい場合、</p>

	<p>不要という認識でよろしいでしょうか。その場合、既存端末の保守等に係る費用は見積額に含まないという認識でよろしいでしょうか。また、代用が難しい場合は、既存端末の型番は既に生産終了していることから、システムの動作に支障のない範囲で、既存端末と異なる仕様の端末をご提案して問題ございませんでしょうか。</p>	<p>調達していただく端末については、システムの動作に支障のない範囲であって、3年保守が保証されている端末であれば異なる仕様であっても構いません。</p>
5	<p>仕様書P2「8 導入機器の要件」の「ア 運用管理用端末」について、既存端末で今回導入するシステムを利用する場合、ブラウザの指定はございますか。また、既存端末で利用する場合、常にブラウザは最新バージョンに更新されていますか。</p>	<p>ブラウザはMicrosoft Edgeとしてください。また、既存端末は仮想環境でインターネットを使用しており、直接インターネットと繋げていないため、システムの利用開始する際にブラウザの更新を行う予定です。</p>
6	<p>仕様書P3「8 導入機器の要件」の「イ プリンタ」については、「ア 運用管理用端末」とは異なり、既存のものではなく、今回新規に調達が必要となる認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>御認識のとおりです。</p>